※閲覧時間は、土・日・祝日

を除く午前8時30分から

午後5時15分まで

②社会福祉課 (石橋庁舎) ①総合政策課 (国分寺庁舎) 場所で文書閲覧が可能です。

③市民課南河内窓口

(南河内

図書館2階

お知らせ

相 談

#### 就 職

# 一意見の募集期間

※郵送、FAX、電子メール 2月23日川午後5時15分 2月2日月~23日月 直接持参のいずれの場合も

福祉計画

(案)」パブリッ

「第4期下野市障がい者

クコメントを実施します

# 一意見の提出方法

障がいのある子どもが自立し

市では、障がいのある人や

た日常生活や社会生活を営む

ください。用紙は閲覧場所及 び市ホームページ内にありま のいずれかの方法で提出して に必要事項を記入のうえ、次

間とした「第4期下野市障が

い者福祉計画」の策定を進め

29年度までの3か年を計画期 指すため平成27年度から平成 ことができる社会の実現を目

#### ①郵送

ています。

下野市石橋552番地4

福祉計画策定委員会」におい

このたび「下野市障がい者

いただき、原案がまとまりま て本計画に係る意見・提言を

したので、市民の皆様からの

shimotsuke.lg.jp

ご意見を募集します。

■公表する資料

第4期下野市障がい者福祉

■資料の閲覧場所

市ホームページまたは次の

きます。明記のないものに なお、ご意見をお寄せいた 社会福祉課(石橋庁舎1階) ついては受け付けできま (※は必須とさせていただ を記載してください。 所(※)、性別、電話番号 だく際には氏名(※)、住

社会福祉課

指定の「意見等記入用紙」

# 問い合わせ先

①従来の受給者証・受診券の

定疾患患者福祉手当の 難病法等制定に伴う特 手続きについて

の範囲までの分を9月・3月 た月から受給者証の有効期限 患者福祉手当は、申請のあっ を支給しています。特定疾患 象に月額2,500円の手当 の年2回に分けて支給してい 市では、

申請手続きが必要となります。 した。これにより、左記の方 る登録者証制度が廃止されま 来までの特定疾患患者におけ に拡大されました。また、従 514疾病から約700疾病 予定)、小児慢性特定疾病が までに約300疾病となる され、特定疾病が56疾病から ますので忘れずに申請してく 現況届の手続きが必要となり きをされた方も手当受給には は、特定疾患患者福祉手当の 約110疾病(平成27年夏 正)が平成27年1月より施行 性特定疾病は児童福祉法の改 今回、受給者証の更新手続 (小児慢

②新制度で新たに受給者証 交付された方 有効期限の更新手続きを

③従来まで特定疾患登録者証

難病患者の方を対 ※登録者証制度は、法改正に のみで手当を受給されてい 年12月までの分の支給(平 給されていた方は平成26 登録者証のみで手当を受 より廃止されましたので 証へ変更手続きされた方 た方で登録者証から受給者

#### 申請に必要なもの って終了となります。

成27年3月振込予定)

を以

指定難病特定医療費受給者 合、保護者名義の通帳も 給資格者が20歳未満の場 本人の口座振込の通帳(受 病医療受給者証 証または小児慢性特定疾

### 印鑑

一受給者証の発行について 社会福祉課(石橋庁舎

難病担当(☎0285-22-祉センター健康対策課栄養 給者証は栃木県県南健康福 1509) での受付となります 指定難病特定医療費受給者 小児慢性特定疾病医療受

> 内容は、左記栃木県のホーム び小児慢性特定疾病の詳しい ページにてご確認願います。 新制度における特定疾病及

http://www.pref.tochigi. lg.jp/e04/aratanananbyou

http://www.pref.tochigi lg.jp/e04/syouman.html

)小児慢性特定疾病

問い合わせ先 社会福祉課☎(52)1112

### 理者を導入します ふれあい館に指定管

日までの3年間です。 して指定されました。 の駅しもつけが指定管理者と 4月1日から平成30年3月31 指定管理期間は、平成27年 下野市ふれあい館は、 (株)

等を図り誘客に努め、より利 以上のご利用をお願いいたし 用しやすい施設を目指します。 市民のみなさまにはこれまで 活用しつつ、道の駅との連動 民間のもつ能力やノウハウを 指定管理者の運営により、

### 問い合わせ先

社会福祉課☎(52)1112